

かし寝場所を撤去にくるかもしれない相手なら、警戒するのは当然だろう。福祉窓口である市の更生相談所には援助を求める人が連日、身元を明かして詰めかけている。

根本には、野宿者を「社会不適応者」とみる根深い差別意識があるようだ。市の対応は、公園周辺の住民から殺到する苦情と、法外援護事業の財政負担を何とかしたいという二点から出発しており、邪魔者を排除したいという発想が消えていない。だが、生存権の保障という行政の責務を果たせていないからこそ、公共の場所に緊急避難して住む人が増え、住民も困っているのではないか。都市公園法、道路法違反を問うなら、社会保障における違法な対応の有無も問われるべきだろう。

行政自身が偏見を改め、一般市民向けの啓発と学校教育で、野宿問題への理解と人権意識を深めること。善意の市民や民間団体の協力を積極的に得て、一人ひとりの相談をしていねいにうけ、個別の実情や希望に合った方向を探ること。何よりも野宿者の話をよく聞き、たんなる救済対象とみるのでなく、問題解決のために、彼ら自身の力を發揮できるようになることが大切だ。

いま、問われているのは、貧しい人をバカにして切り捨てるのか、同じ人間として支え合うのか、という社会のあり方だ。

ホームレスと雇用政策

特集●都市とホームレス政策 III

はじめに

この数年間に、東京、横浜、名古屋、大阪などの大都市の路上、公園そして河川敷などで野宿生活をする者が急増している。また、地方のいくつかの都市にも広がりつつある。その原因の多くは、今日の経済不況にともなう失業者の増加と不可分に結びついている。

一 野宿生活者増加の原因

この数年の野宿生活者増加の原因は、つぎの三つが考えられる。第一は、バブル経済崩壊以降も増加傾向にあった建設業就業者数——一九九〇年から九七年までに一二二万人増加——が、九七年を境に減少に転じ、多くの失業者を排出するにいたったことにある。大阪でも関西国際空港工事の終了、阪神・淡路大震災復興工事の減少、そして明石

本稿では、一方でこの野宿者増加の原因について明らかにするとともに、他方で彼らが再び仕事を得て、社会の一員として生きていくことを支援するための政策課題を、雇用政策を中心に示したい。

とくに、東京都など六自治体と政府でつくる「ホームレス

福原 宏幸
大阪市立大学助教授
本会理事

ス問題連絡会議」がまとめた『ホームレス問題に対する当面の対応策』(一九九九年五月二六日)の雇用政策にも言及しておく必要があるであろう。

この数年間に、東京、横浜、名古屋、大阪などの大都市

の路上、公園そして河川敷などで野宿生活をする者が急増

している。また、地方のいくつかの都市にも広がりつつあ

る。その原因の多くは、今日の経済不況にともなう失業者の増加と不可分に結びついている。

本稿では、一方でこの野宿者増加の原因について明らか

にするとともに、他方で彼らが再び仕事を得て、社会の一

員として生きていくことを支援するための政策課題を、雇

用政策を中心に示したい。

『市政研究』関連号

第103号(春季号)・1994年4月

特集 I ●金ヶ崎労働者の現在

巻頭言〈フリーワーカーの街・金ヶ崎〉への発想転換	八木 正
「金ヶ崎労働者の現在」を考える	福原 宏幸
就労状況からみた金ヶ崎労働者の現在	島 和博
金ヶ崎労働者と自治体行政	平野 佐敏
「暴動」から見た寄せ場の文化	平川 茂
「先進」と「後発」の遭遇—金ヶ崎と猪飼野の場面から	青木 秀男
特集 II ●自治体問題研究講座「新段階の日本の政治と経済」	
細川政権のゆくと地方分権	辻山 幸宣
新しい政治、新しい生活と人間社会	坪郷 實
構造転換と労働組合運動の再構築	石川 両一

海峡大橋の開通など大型公共事業がほぼ終了し、また大手建設業者の不良債権問題が表面化してきたことなどが大きく影響した。

第二に、建設日雇労働市場における就業構造が変化したことにより、日々雇用の斡旋の場である「寄せ場」の機能が低下し、そこを拠点に就労活動を行ってきた日雇労働者、とくに五五歳前後以上の高齢日雇労働者が職に就くことが困難になってきたためである。⁽¹⁾

第三に、建設業以外の産業の不安定就業者やなかには正規社員までが職を失い、同時に家族関係の希薄化・崩壊なども手伝って野宿生活に追い込まれる事例が増えている。野宿生活者の増加は、今日の失業増加と直接に関係しているし、同時に家族的紐帯や社会関係の希薄化にも関係している場合が多い。

失業率は、今年に入つて四・六・四・八パーセントの水準で推移し、これまでにない最悪の数値である。とくに、倒産やリストラによる非自発的失業が増加しており、男性非自発的失業の六割が四五・六四歳の中高齢層によつて占められている。⁽²⁾

また、こうした問題と関係して、自殺が増えていた。負債や失業などの「経済・生活問題」を苦にした自殺が急増し（九八年は、前年比七割増しの六〇五八人）、しかもそ

た、大阪城公園野宿者に対するアンケート調査結果では、七割が元建設業出身で、とくに五割の者が大阪釜ヶ崎の元日雇労働者であった。

このように、建設業日雇労働者が野宿生活者の多くを占めているが、その理由は二つある。第一に、重層下請構造によって特徴づけられる建設業の底辺は、多くの日雇労働者によつて支えられてきたが、この日雇労働者に高齢化の波が押し寄せてきたことである。九六年全国に日雇労働者は約三〇万人いたが、うち「寄せ場」を求職活動の拠点にし定住場所をもたずに「ドヤ」（簡易宿所）や飯場（建設業労働宿所）を渡り歩く日雇労働者は約七万人と推定されている。

最大の「寄せ場」をもつ大阪釜ヶ崎には二万人がいるとされている。この釜ヶ崎の日雇労働者の平均年齢は五五歳（九八年）であるが、多くの建設業人材派遣業は、五五歳以下しか採用しないという年齢制限を課し、近年の不況のなかではさらに低年齢化している。それにもなつて、長期失業が高齢日雇労働者に集中的に現れている。その結果、彼らは、「ドヤ」に部屋を借りる金が尽き、後は野宿生活しか残されていない。

第二に、日雇労働者の雇用保険制度が一般の雇用保険制度に比べ特殊なものとなつていることが、これらの高齢日雇労働者

の六割強が四〇歳代・五〇歳代によつて占められていた。中高年男性にとっては、倒産・リストラの果てに、失業をとおり越して、野宿生活化や場合によつては自殺までもが垣間みえてしまう世の中となつた。

他方、九八年の家出をみると、中高年の家出が増え、動機・原因では「家族関係」がもつとも多かつた。中高年になつてのリストラ・失業が、家族関係のもつれを深め、家出、野宿化するというケースを想定させるものである。

このように、野宿生活者の増加は、基本的に経済社会的因素によつてもたらされたものであるが、野宿生活者問題の核心は、失業を契機に多くの社会関係から排除され、またいたたん野宿生活に陥るとなかなかそこから抜けだすことが困難になるという点にある。これに対する政策の基本は、社会への再参入支援と自立生活支援にあるだろう。これらの政策については、後に触ることにして、野宿生活者の多くが建設業出身であることから、もう少し、建設業日雇労働について述べておこう。

二 建設業日雇労働者失業対策の特殊性

大阪では、「寄せ場」がある釜ヶ崎とその周辺地域に野宿生活者が多いが、ほとんどが日雇労働経験者である。ま

雇労働者を野宿生活へと追いやっている。建設業日雇雇用保険制度では、二カ月のうち二六日以上の就労日数を得られた者は、三カ月目において失業した日に、一三日分を上限として、失業給付「日雇労働求職者給付金」の支給をうけることができる。したがつて、この前二カ月間に二六日未満の就労日数しか働けなかつた者は、雇用保険の対象から外される。

九六年九月に釜ヶ崎日雇労働者を対象に調査した結果によると、調査対象四六一人の平均年齢五三・七歳で、うち「不就労者」——調査時の一カ月前にまったく仕事に就けなかつた者——は一七〇人、三六・九パーセント、「失業給付不適格者」——調査時の一カ月前の期間に一日以上三日未満の就労日数しかなかつた者——は同じく一七〇人、三六・九パーセント、失業給付対象者はわずか一〇六人、二三・〇パーセントに過ぎなかつた（なお、不明者は一五人、三・三パーセント）。失業者が増加している九八年には、さらに失業給付対象者は減少しているだろう。

雇用保険は、労働者本人が雇用期間中に給与の一部を出し、また雇主も保険財源の一部を負担することを前提に、雇用者が失業したときに一定期間にわたり生活を支えるために給付されるものである。なるほど、日雇雇用保

険制度もこの原則にしたがつて運用されているが、その雇用形態が日々雇用であることに規定されて、きわめて短期の受給資格しか得られない。これでは、高齢日雇労働者の長期失業という事態には何ら効果をもち得ない。

また、「ドヤ」や飯場を移動し、長期失業に入つてからは路上や公園などでしか寝る場所がない彼らは、現住所をもたないことから公共職業安定所での求職活動もままならず、どれほどの労働意欲をもついても、政府失業統計の対象とはなり得ない。こうして彼らは、政府の雇用政策の対象からも排除されてきた。

日雇労働市場に参入し、とくにそのなかでも大阪釜ヶ崎、東京山谷、横浜寿地区そして名古屋笹島などの「寄せ場」を拠点に求職活動を行つてゐる日雇労働者は、家族・親族関係が希薄化あるいは崩壊している者が多く、家族的支援を期待できない（あるいは、期待しない）。また、老後生活の支えとなるはずの年金についてみると、さきの社会構造研究会による九六年の釜ヶ崎調査では、八割強が年金受給権なしという状況であった。

したがつて、生活保護が唯一残された生活支援策となる。しかし、住居をもたない日雇労働者は居宅保護の対象から排除されるケースがほとんどで、ようやく栄養失調・病気や寒さのために路上で行き倒れて運良く救急車で病院

や保護施設に収容される場合にだけ、公的な援助がうけられるという状況にある。すなわち、雇用政策と福祉政策のいずれからも排除されてしまつてゐる。

三 現在実施されている雇用政策

こうした困難な現状のなかにあつて、地方自治体によるいくつかの政策が実施されている。その一つが、高齢日雇労働者特別清掃事業である。大阪市が釜ヶ崎地域内の清掃事業として一日三三人分の仕事を提供、七月一日からはさらに大阪市内の草刈りの仕事に一日一〇人を採用し、大阪府があいりん総合センター内の清掃事業として一〇人分の仕事（求人減少期の五月一日～八月一六日は二〇人）を提供し、一日五七〇円を支給している。合計五三人分の仕事の提供であるが、就労希望者は二〇〇〇人近く、単純に計算して一ヶ月に一度仕事があればよい方といつた状況である。これでは、とうてい生活を維持していくだけの收入にはならない。大阪市は、今年度から二三人分の仕事を増やすなど、努力がみられるが、就労希望者の増加に十分対応できる仕事量とはなつてゐない。

昨年六月に「建設業退職金共済制度」の運用に不適切な面があつたことが判明し、とくに本来受給資格のある釜ヶ崎

崎の日雇労働者の中には共済手帳をもつ労働者がきわめて少なく、制度の外に追いやられていた。したがつて、それが以降、西成労働福祉センターでは、日雇労働者の加入を促している。⁽⁷⁾

この他、政府は、今年に入つてから、緊急日雇労働者多数雇用奨励金の支給などもはじめた。しかし、野宿生活者・日雇労働者の雇用の安定にはほど遠いのが現状である。

四 ホームレス問題連絡会議「当面の対応策」

こうしたなかで、今年はじめから検討を重ねてきた政府と八自治体により構成されるホームレス問題連絡会議が五月二六日に『ホームレス問題に対する当面の対応策』をまとめた。

ようやく政府がホームレス問題に重い腰を上げたという点で、またトータルな解決策をめざすものとして、一定の評価に値するものである。しかし、個々の内容をみると、これでホームレス問題が根本的に解決できるのだろうかと疑問を抱かざるを得ない点も多い。雇用政策を考えるのに必要なかぎりで、『当面の対応策』を検討しておこう。

「今後の対策」として、まず「（ホームレス）の人びとが社会的自立を果たすためのニーズを的確に捉え、そのうえ

で、さまざまなタイプに類型化し、そのタイプごとに自立あるいは保護にいたる施策体系を確立する必要がある」と述べる。そのうえで、ホームレスを大きく三類型に分類している。(1)就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者（産業構造の変化や不況等による日雇労働の雇用機会の減少、高齢による就労機会の減少）、(2)医療、福祉などの援護が必要な者（アルコール依存症の者）、(3)身体的、精神的に何らかの疾患を有する者、(4)高齢者、身体障害者等）の三つである。この連絡会議の『当面の対応策』の基本的な視点は、自立支援であり、また「あくまで緊急的、過渡的、限定的なものにとどめる必要がある」とする立場である。「自立支援」を基本的視点にするという主張は、多くの自治体の要望としてだされていたものであり、それが生かされたといふことであろう。

しかし、この主張は、現在自治体によつて実施されている「人道的、倫理的な立場からの健康診断や越年対策事業、緊急一時宿泊事業」などは、「必ずしも根本的な解決のための対策になつておらず」と評価され、いわば自立支援にはつながらないとして、否定されている。ホームレスに

きではない。就労意欲と能力のある者に対する雇用のミスマッチ——求職者の能力と求人者の求める能力のギャップ——を考慮すれば、職業訓練や能力開発事業が必要であるし、ホームレスの人達がわずかな収入の糧として取り組んでいる廃品回収業の事業化への支援なども考えられてよいのではないだろうか。また、その運営には行政だけでなく、ボランティア団体や当事者の参加によるオープンな運営が望まれるし、そうすることによってホームレスの社会参加への訓練にもなるだろう。

「総合的な相談・自立支援体制の確立」の項の最後に、「自立支援事業が本格的に実施されるまでの間、ホームレスの自立に向けた緊急的な事業を行う」と述べているが、具体策は何ら触れられていない。いま、公園や路上での野宿者にとつてもとも必要とされているのは、まさに今日の食べ物の確保であり、安心して眠れる場所の確保であるが、中長期的施策と同時にこれらの緊急施策の具体化こそがもっとも重視されるべきではなかつただろうか。連絡会議では、命・生存を支えるこれらの緊急施策では「自立」につながらないとして否定されているのだろうか。それはいつたい、「自立に向けた緊急的な事業」とはどのようないイメージされているのだろうか。

とつて「自立支援」はもちろん必要はあるが、しかし、その前提として健康状態や生活水準がいま以上に悪くなってしまうますます「自立」から遠くなってしまうことから、現状維持的な越年対策や緊急一時宿泊事業は過渡的に必要であろう。

また、ホームレス問題の解決を「自立支援」にのみ求めているが、本当にそれだけでよいのだろうか。すでに述べたように、多くのホームレスが野宿生活を余儀なくされ、要因は経済社会的なものであり、社会から排除された結果であるとするならば、「自立支援」策と同時に社会のあり方も問う必要があるのではないだろうか。ホームレスが再び社会への参入を果たすうえで桎梏となる社会的障壁をどう取り除くかも問われなければならない。たとえば、中高年失業を深刻化させている大きな要因である雇用における年齢差別の禁止⁽⁸⁾、多くの市民がホームレスに対して抱いている「怠け者」「危険な人達」といった誤った意識を啓発していくこと、そして雇用にかぎらず、社会的諸関係の克服や社会的市民権へのアクセスの道を拓くこと、そうしたことにも必要なはずである。

ホームレス問題が、緊急的、過渡的、限定的な支援策で解決できるものであることを期待したいが、欧米先進諸国の一例をみてもわかるように、小手先の政策だけではとうて

い解決できないだろう。

さらに、ホームレスの三分類が示され、「個々のケースに適切な対応をはかる必要がある」と述べているが、同じ類型に属する者でも、その対応策は異なると思われる人達が含まれている。きめの細かい対応策をさらに今後検討する必要があるだろう。

ここでは、「当面の対応策」の目玉の政策である「自立支援体制」についてのみ検討することにする。雇用政策については、項をあらためて論じることにする。

「自立支援」事業として、六ヶ月間の自立支援センターへの宿泊をはかり、その期間に「健康診断、身元確認、生活相談・指導等を行うとともに、公共職業安定所との密接な連携のもとで職業相談・斡旋等を行い、就労による自立を支援する。さらに、高齢者や障害者等の要保護者に対しては、実情に応じて生活保護の適用や病院への入院、養護老人ホーム等社会福祉施設への入所の措置を行うなどの福祉等の援護による自立をはかる」などとなっている。

しかし、自立支援センターでの事業はこれにとどめるべ

五 連絡会議の雇用政策と求められる政策

連絡会議「当面の対応」では、以下の雇用対策が示された。

就労による自立に向けた職業訓練、職業紹介等の施策を実施する。

○求人開拓の実施

求人開拓推進員の活用による求人の掘り起こしを推進する。

○職業訓練の実施

公共職業安定所に職業相談員を配置し、自立支援のための事業としての連携の下に、職業相談を実施する。

○日雇労働者の雇用の促進

日雇労働者を多数雇い入れる事業主に対する緊急日雇労働者多数雇用奨励金の支給を行う。

○四五歳以上の者の雇用の促進

四五歳以上の者を対象とした職場適応訓練制度を活用する。

て雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給を行う。

これらの施策の多くは、いずれも従来からある雇用政策の枠組みを活用するものにすぎない。本来、日雇労働者や野宿生活者に対しても実施されてもよいはずのものが実施されずにきたことを、逆に露呈させているだけではないだろうか。また、緊急日雇労働者多数雇用奨励金は、今年はじめからすでに実施されたものである。もちろんこれらの施策が確実に実施されることを望む。しかし、これだけでは不十分だろう。何よりも、时限立法としての特別雇用創出対策が求められる。とはいえ、政府は、それをかつての失業対策事業の復活であるとみ、いつたんはじめるとなかなか中断できず国家が雇用の面倒をみることで大きな政府をつくることになりかねないと危惧している。

ているが、それをホームレスにも拡大適用することはできないだろうか。具体的には、環境美化事業や遺跡発掘事業などが想定される。また、困窮度の高い中高年非自発的失業者などに対する「中高年求職者就職支援プロジェクト」の拡充強化」を実施するとなつてはいる。これも、ホームレスに拡大適用する道を開けないだろうか。

何よりも、こうした雇用機会の創出が必要であるし、その雇用機会に適応できるための訓練・能力開発が必要であろう。しかし、公園や路上で生活しているホームレスの健康状態は決してよくない。彼らがそれらの仕事について十分な働きぶりを發揮するには、やはり安心して眠れる場所の確保と、給与が貰えるまでの前貸し金が必要となる。こうした対応策とセットとなつた雇用確保が必要ではないだろうか。こうした政策を「社会参入のための雇用促進プロ

グラム」として具体化すべきだろう。

他方、政府はホームレスの雇用対策とは別に、失業者の増加という事態に対応して、六月一一日「緊急雇用対策・産業競争力強化対策」を決定し、七〇万人を上回る雇用創出をめざすとした。その是非についてはここで問わないが、その雇用創出策のなかに「国・地方公共団体による臨機応急の雇用・就業機会の創出」がある。その対象は、「教育や福祉など緊急に実現する必要性があるもの」の限定し

工期設定の平準化による日雇労働者の安定就労に努めることと、④雇用保険の支給要件を、働いた日数にリンクして支給できるよう改正すること、などが求められる。また、高齢者に対するは、現在実施している高齢日雇労働者特別清算事業の拡大をはかることが必要であるし、野宿生活者たちが行っている廃品回収やリサイクルなどの事業化への支援をはかることなども可能ではないだろうか。

彼らが一人の人間として尊重されるには、そしてまた自立して生きていくには、多様な雇用促進プログラムが考えらるべきであるし、そしてまた、彼らに接する社会（市民や行政そして企業）の態度も変わらなければならぬ。そして、ホームレス問題の解決は、自治体に押しつけるのではなく何よりも政府自身の責任においてなされるべき課題である。

(1) これについては、福原宏幸・中山徹「日雇労働者の高齢化・野宿化問題」大阪に即して「社会政策学会

卷之六

第三回 第一號 一九九九年七月 て述べた

週刊労働ニュース 一九九九年六月七

田中經濟新聞

〔日本經濟新聞〕一九九九年七月一日

(11) (10) への取り組みの紹介もある「雇用の年齢差別、米国の現状」「同」一九九九年六月二三日。
「週刊労働ニュース」一九九九年六月一四日。
これらの諸点については、連合大阪、前掲、四〇〇四
三ページにまとめてある。

(4) 総務庁「労働力調査特別調査報告」一九九七年。

(5) 建設業における人材派遣事業は法的に禁止されてい
る。しかし、実態は、建設業末端に位置する「人夫出し
業者」によって行われてゐる現状である。

(6) 社会構造研究会『あいりん地域日雇労働者調査』一九九七年、二七ページ。

(7) 連合大阪あいりん地区問題研究会『研究会報告 労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』一九九八年、六七〇七ページ。

(8) この「社会への再参入」という視点は、所得保障、自立支援、人権尊重とともに重要なことは、さきの連合

(9) 大阪「研究会報告書」三八、三九ページでも述べている。雇用における年齢差別は、中高年に失業が集中する要因であるだけでなく、再就職を阻む要因でもある。この

年齢差別禁止の主張が最近多くなってきたことに、注目しておきたい。たとえば、伊藤実「雇用ミスマッチの解

消急げ」「日本経済新聞」一九九九年五月二十五日、清家篤「中高年失業に抜本対策を 年齢差別禁止が必要」「同」一九九九年六月一日。また、アメリカの年齢差別禁止

への取り組みの紹介もある「雇用の年齢差別、米国の現状」「同」一九九九年六月二三日。

(11) (10)
「週刊労働ニュース」一九九九年六月一四日。
これらの諸点については、連合大阪、前掲、四〇〇四
三ページにまとめてある。